

新	旧	備考
<p data-bbox="253 212 969 252">貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書</p> <p data-bbox="533 276 1003 344">平成 20 年 2 月 22 日 08-制度-00008 沿革（略）</p> <p data-bbox="685 352 1059 384"><u>平成25年3月18日 一部改正</u></p> <p data-bbox="163 472 1059 579">と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。</p> <p data-bbox="595 627 629 659">記</p> <p data-bbox="163 703 651 735">第 1 条（付保対象外とする輸出契約等）</p> <p data-bbox="192 743 1059 850">特約書第 1 条に規定する「貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書」に定める輸出契約又は仲介貿易契約は、同条に規定する輸出者等ごとに別紙 1 から <u>の I に規定する輸出契約等とする。</u></p> <p data-bbox="163 898 331 930">第 2 条 略</p> <p data-bbox="163 978 734 1010"><u>第 3 条（付保対象となる仲介貿易契約の追加）</u></p> <p data-bbox="192 1018 1059 1086"><u>輸出者等ごとに別紙 1 から の II に規定する仲介貿易契約については、特約書附帯別表 3 に掲げる仲介貿易契約とみなす。</u></p> <p data-bbox="163 1134 622 1166"><u>第 4 条（付保対象となる貨物の追加）</u></p> <p data-bbox="192 1174 1059 1281"><u>別紙 B 記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結した輸出契約等については、特約書附帯別表第 2 の対象貨物に別紙 B 記載の貨物を含むものとする。</u></p> <p data-bbox="163 1329 1059 1398">上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。</p> <p data-bbox="259 1445 454 1477">年 月 日</p>	<p data-bbox="1171 212 1888 252">貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書</p> <p data-bbox="1473 276 1944 344">平成 20 年 2 月 22 日 08-制度-00008 沿革（略）</p> <p data-bbox="1088 472 1984 579">と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。</p> <p data-bbox="1464 627 1498 659">記</p> <p data-bbox="1088 703 1576 735">第 1 条（付保対象外とする輸出契約等）</p> <p data-bbox="1117 743 1984 850">特約書第 1 条に規定する「貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書」に定める輸出契約又は仲介貿易契約は、同条に規定する輸出者等ごとに別紙 1 から <u>のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1088 898 1234 930">第 2 条 略</p> <p data-bbox="1088 1329 1984 1398">上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。</p> <p data-bbox="1184 1445 1379 1477">年 月 日</p>	

<p>輸出組合名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p>(別紙)</p> <p><u>特約書第 1 条に規定する輸出者等が である場合。</u></p> <p><u>I. 追加特約書第 1 条（付保対象外とする輸出契約等）関係</u> <u>次に掲げる輸出契約又は仲介貿易契約を付保対象外とする。</u> 1～2 略</p> <p><u>II. 追加特約書第 3 条（付保対象となる仲介貿易契約の追加）関係</u> <u>次に掲げる仲介貿易契約を付保対象とする。当該輸出者等が仲介貿易</u> <u>者となり、下表に記載する本邦外の海外子会社又は海外工場から別の海</u> <u>外の国・地域に向けて貨物が出荷される仲介貿易契約（法 2 6 条第 1 項</u> <u>又は第 2 項の規定により仲介貿易契約とみなされる契約及び本紙第 1 条</u> <u>関係に該当するものを除く）であって、仲介貿易契約の金額が 2, 5 0</u> <u>0 万円以上（第 2 条の規定により、別の金額を定める旨を選択している</u> <u>場合にあっては、当該金額）のもの。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"><u>国・地域</u></th> <th style="width: 50%;"><u>海外企業・工場</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別紙 A) 略</p> <p><u>(別紙 B)</u> <u>次の輸出者等が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間に</u> <u>締結した輸出契約等</u></p>	<u>国・地域</u>	<u>海外企業・工場</u>			<p>輸出組合名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p>(別紙)</p> <p><u>特約書第 1 条に規定する輸出者等が である場合は、次に掲げ</u> <u>る輸出契約又は仲介貿易契約</u></p> <p>1～2 略</p> <p>(別紙 A) 略</p>
<u>国・地域</u>	<u>海外企業・工場</u>				

特約書附帯別表第2に追加する貨物

(HSコード欄に×印のあるものを除く。)

HSコード	対象品目（9桁表示の部分のもの）
<u>8543</u>	<u>電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</u>
×	— <u>粒子加速器</u>
×	— <u>電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器</u>
<u>854370</u>	<u>— その他の機器</u>
×	— <u>部分品</u>
<u>8544</u>	<u>電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバークーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）</u>
×	— <u>巻線</u>
×	— <u>同軸ケーブルその他の同軸の電気導体</u>
×	— <u>点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）</u>
×	— <u>その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）</u>
<u>854460</u>	— <u>その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）</u>
<u>100</u>	— <u>電力用ケーブル</u>
×	— <u>その他のもの</u>
<u>8711</u>	<u>モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー</u>

<u>871110</u>		<p>－ <u>シリンダー容積が 50 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>中古のもの</u></p>		
	<u>920</u>	<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
<u>871120</u>		<p>－ <u>シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>ロックダウンのもの</u></p>		
		<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>中古のもの</u></p>		
	<u>920</u>	<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
<u>871130</u>		<p>－ <u>シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>ロックダウンのもの</u></p>		
		<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>中古のもの</u></p>		
	<u>920</u>	<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
<u>871140</u>		<p>－ <u>シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超え 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>ロックダウンのもの</u></p>		
		<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>中古のもの</u></p>		
	<u>920</u>	<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
<u>871150</u>		<p>－ <u>シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>ロックダウンのもの</u></p>		
		<p>－ <u>その他のもの</u></p>		
	×	<p>－ <u>中古のもの</u></p>		
	<u>920</u>	<p>－ <u>その他のもの</u></p>		